

受付番号票貼付欄

特定非営利活動法人変更登記申請書

1. 会社法人等番号

フリガナ

コトリレスキューカイ

1. 名 称 特定非営利活動法人小鳥レスキュー会

1. 主たる事務所 埼玉県戸田市美女木1丁目18番地の6
第2美女木マンション102号室

1. 登記の事由 目的及び事業の変更

1. 認証書到達の年月日 平成30年11月9日

1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり

1. 添付書類

社員総会議事録 1通

認証書 1通

定款 1通

委任状 1通

上記のとおり登記の申請をします。

令和 元 年 5 月 8 日

申請人 埼玉県戸田市美女木 1丁目18番地の6
第2美女木マンション102号室
特定非営利活動法人小鳥レスキュー会埼玉県戸田市美女木 1丁目18番地の5
第1美女木マンション208号室
理 事 代表者 上中 牧子埼玉県戸田市美女木 1丁目18番地の20-302
上記代理人 小島 雄三
連絡先の電話番号 080-1886-6685

特定非営利活動法人小鳥レスキュー会平成29年度臨時総会議事録

- 1 日 時 平成30年 3月18日 14時～17時
- 2 場 所 埼玉県戸田市美女木一丁目18番地の4（美女木一丁目会館）
- 3 出席者数 10人（うち書面による出席者 0人）
- 4 審議事項
 - (1) 議長及び議事録署名人の選任について
 - (2) 平成29年度事業報告について
 - (3) 平成30年度活動予算案について
 - (4) 理事の選任について
 - (5) 定款の変更について
 - ・第3条の目的
 - ・第5条の事業の種類
 - ・第49条の公告の方法
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 議長について、上中牧子が選任された。議事録署名人について、小島雄三と石山光博の2名が選任された。
 - (2) 平成29年度事業報告書の内容について当法人が該当している事を出席者全員で確認した。
 - (3) 平成30年度活動予算案について審議した所、全会一致の賛成により議決した。
 - (4) 理事として以下の者を全会一致で選任した。
理事 松田英昭、古俣美奈子、石川美月

理事として以下の者を全会一致で再任した。
理事 上中牧子、小島雄三

以下の者の理事辞任を出席者全員で確認した。
理事 山内信吾
 - (5) 定款の変更を別紙のとおり全会一致の賛成により議決した。

平成30年 3月18日

議 長 上 中 牧 子
議事録署名人 小 島 雄 三
同 石 山 光 博





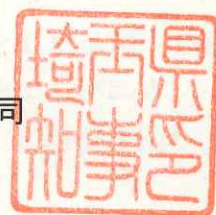
指令南振第180号

埼玉県戸田市美女木1丁目18番地の6 第2美女木マンション102号室
特定非営利活動法人小鳥レスキュー会

平成30年10月2日に申請を受け付けた定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項で準用する第12条第1項の規定により、申請のとおり認証します。

平成30年11月9日

埼玉県知事 上田 清司



特定非営利活動法人小鳥レスキュー会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人小鳥レスキュー会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県戸田市美女木1丁目18番地の6 第2美女木マンション102号室に置く。

(目的)

第3条

- (1) この法人は、広く一般市民に対し、コンパニオンバード（飼育を目的とした鳥類）の適正飼養に関する相談及び支援事業、普及啓発事業、調査研究事業を行い、人とコンパニオンバードが快適に共生できる環境を追求することで、動物愛護や公衆衛生についての啓発を図り、もって公益に寄与することを目的とする。
- (2) この法人は、広く一般市民に対し、野生鳥獣が人間の生存基盤である自然環境の重要な要素である事を念頭に置き、鳥獣保護思想や自然保護思想の普及啓発を行い、行政機関、専門家、民間団体、獣医師と連携を図りながら傷病鳥獣及び鳥獣の保護を行う事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①コンパニオンバードの適正飼養に関する相談及び支援事業
 - ②コンパニオンバードの適正飼養に関する普及啓発事業
 - ③コンパニオンバードの適正飼養に関する調査研究事業
 - ④野生鳥獣の保護に関する相談及び支援事業
 - ⑤野生鳥獣の保護についての指導・助言などの啓蒙事業
 - ⑥傷病鳥獣の受入・保護・調査

第2章 会員

(会員の種類)

定款変更

(目的)

第3条

(1) この法人は、広く一般市民に対し、コンパニオンバード（飼育を目的とした鳥類）の適正飼養に関する相談及び支援事業、普及啓発事業、調査研究事業を行い、人とコンパニオンバードが快適に共生できる環境を追求することで、動物愛護や公衆衛生についての啓発を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

(2) この法人は、広く一般市民に対し、野生鳥獣が人間の生存基盤である自然環境の重要な要素である事を念頭に置き、鳥獣保護思想や自然保護思想の普及啓発を行い、行政機関、専門家、民間団体、獣医師と連携を図りながら傷病鳥獣及び鳥獣の保護を行う事を目的とする。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①コンパニオンバードの適正飼養に関する相談及び支援事業
- ②コンパニオンバードの適正飼養に関する普及啓発事業
- ③コンパニオンバードの適正飼養に関する調査研究事業
- ④野生鳥獣の保護に関する相談及び支援事業
- ⑤野生鳥獣の保護についての指導・助言などの啓蒙事業
- ⑥傷病鳥獣の受入・保護・調査

「原因年月日」平成30年10月2日変更

委任状

私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

委任事項

- 1 当法人の目的及び事業の変更の登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件

尚、認証書到達の年月日は、平成30年11月9日である。

記

受任者

埼玉県戸田市美女木1丁目18番地の20-302

小島 雄三



令和 元年 5月 8日

委任者

埼玉県戸田市美女木1丁目18番地6 第2美女木マンション102号室
特定非営利活動法人小鳥レスキュー会
理事 代表者 上中 牧子



9

H71508071123815